

独立行政法人工業所有権情報・研修館委託事業

知財戦略デザイナー派遣事業

令和5年度 派遣先大学募集要領

2023年3月

独立行政法人 工業所有権情報・研修館

1. 事業及び公募の概要

大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へ還元し、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産権は重要な役割を担います。

本事業では、大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーがリサーチ・アドミニストレーター（URA）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知見やノウハウを共有しながら、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知財戦略を研究者目線でデザインします。そして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出に向けて発明発掘から社会実装に向けた知財戦略の策定支援等を実施します。

さらに、本事業全体を通して得られた知見やノウハウを広め、早期社会実装に向けた研究成果の発掘、知財戦略に基づく更なる研究の発展や社会実装の推進に取り組む大学を支援していきます。

この度、令和5年度の知財戦略デザイナー派遣先大学を広く公募いたします。

2. 知財戦略デザイナーの活動内容

知財戦略デザイナーは、派遣先大学の URA 等¹と信頼関係を構築して連携しながら、研究者の研究内容や関連技術の把握、研究者の研究分野における特許出願状況等を把握した上で、以下の業務の範囲内で活動案を積極的に提示し、派遣先大学の合意を得て活動するものとします。

(1) 知財戦略デザイナーの活動内容

- ① 早期社会実装に向けた研究成果を有する研究者の特定
- ② URA等とともに研究者への個別訪問等を通じて、早期社会実装に向けた研究成果の発掘やシーズの特定
- ③ 研究者の研究の方向性を確認しつつ、上記シーズを含む研究成果の応用展開及び社会実装に向けた道筋の検討
- ④ 研究の進捗段階に合わせた発明届出、研究の方向性のアドバイス
- ⑤ 上記①～④を踏まえた知財戦略・出願戦略（発明届出、特許出願、ノウハウ秘匿等を含む）の検討・策定・助言
- ⑥ 発掘した研究成果の活用についての検討（企業との共同研究への橋渡し、スタートアップ起業のための準備や起業に向けた助言等を含む）
- ⑦ 知財戦略デザイナー自身の知見やノウハウの URA 等への共有及び本事業のナレッジに関して支援活動やセミナー等を通じた学内への普及啓発

(2) 知財戦略デザイナーの活動内容に含まれないもの

- ① 本事業の業務とは別に行う業務（弁理士業務等）の利益誘導・利益相反になる行為
- ② 大学と企業等との共同研究・ライセンス等の契約交渉への同席。ただし、訪問した研究者の知財戦略策定に必要な場合は、大学からの要望に応じて大学と企業等との

¹ 本事業における URA 等とは、URA の肩書きを持つ者に限らず、研究活動プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究者を支援する業務を行う教職員全般を指します。

契約に対する助言は行うことができるものとします。

3. 知財戦略デザイナーの派遣の種類・派遣期間

知財戦略デザイナーの派遣の種類には、常駐型とスポット型との2種類があります。常駐型・スポット型の活動内容は同様ですが、受入期間が異なります。ご希望の派遣の種類を選択し、応募してください（※1）。

知財戦略デザイナーの人件費及び旅費は、事務局が負担しますが、派遣先大学における執務環境整備・消耗品等は、当該派遣先大学の負担となります。

① 常駐型 知財戦略デザイナー 派遣期間	● 派遣協定締結日以降、準備ができ次第～令和6年3月22日（金）までの間で、週あたり2～3日
② スポット型 知財戦略デザイナー 派遣期間	● 派遣協定締結日以降、準備ができ次第～令和6年3月22日（金）までの間で、24日又は12日程度（※2）

※1：常駐型知財戦略デザイナー及びスポット型知財戦略デザイナーの両方を希望することはできません。

※2：知財戦略デザイナーと大学との調整により、1日単位でなく半日単位の派遣も可能です。その場合、半日単位の派遣2回で1日の派遣を行ったものとみなします。また、事務局と大学との調整により、異なる知財戦略デザイナー（例：2人を12日ずつ）を計24日派遣することや、派遣日数を増やすことも可能です。ただし、計24日を超えて派遣される場合、超過した日数分のスポット型知財戦略デザイナーの活動経費（謝金、旅費等）は、派遣先大学の負担となります。

4. 募集予定数

常駐型知財戦略デザイナー派遣大学：延べ6大学程度

スポット型知財戦略デザイナー派遣大学：延べ12大学程度

5. 応募資格・遵守事項

(1) 応募資格

本事業に応募可能な大学は、以下の応募資格を満たす大学となります（複数大学連名での応募は不可）

対象機関	● 科学技術の研究に対する派遣を希望する日本国内の国公立大学* であること * 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）で定めるところの大学であること
応募資格	● 知財戦略デザイナーの派遣を希望する技術分野に対応できるURA 等が本事業において知財戦略デザイナーと協働できること ● URA等の所属部署と産学連携本部等*との両方が、本事業への応募 に同意していること

	* 「産学連携本部等」とは、発明届出の審査を行う学内部署を指します。
--	------------------------------------

(2) 遵守事項

知財戦略デザイナーの派遣に際し、大学は、以下の事項をご了承ください。

知財戦略デザイナーの活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財戦略デザイナーの執務環境（机、インターネット環境、プリンタへのアクセス権等）と消耗品を派遣先大学が用意すること ● 知財戦略デザイナーが研究者への個別訪問等する際、知財戦略デザイナーと協働する URA 等が同行すること
派遣協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局（令和 5 年度本事業の受託事業者）と知財戦略デザイナー受入れに関する協定書等を締結すること
URA 等の会議等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財戦略デザイナーと協働する URA 等を、本事業において開催する以下の会議に原則参加させること <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（1 回開催予定） ・意見交換会（少なくとも 1 回開催予定） ➤ 会議参加にかかる旅費は事務局が負担（Web 開催の場合もあり）
活動状況把握への協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局による本事業の活動状況把握のため、知財戦略デザイナーの活動状況や活動成果に関する情報を事務局の求めに応じて提供すること ● 知財戦略デザイナーが事務局に提出する書類について、派遣先大学の責任者が確認すること <p><提出書類の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書 ・活動スケジュール ・活動報告書（年度中間と年度末の 2 回を予定）

※上記応募資格・遵守事項について、知財戦略デザイナー派遣期間中に充足していないことが認められれば、知財戦略デザイナーの派遣を中止することがあります。

6. 選定基準

下記観点の充足度を総合的に評価して派遣先大学を選定します。令和 4 年度に知財戦略デザイナーが派遣された大学は(1)～(4)について、令和 4 年度に知財戦略デザイナーが派遣されていない大学は(1)、(3)、(4)について評価します。

(1) 知財戦略デザイナーが円滑に活動できる事業実施体制をとること（応募申込書の「3.」に対応）

- ・大学内における知財戦略デザイナーと URA 等との役割の違いが明確であること

- ・知財戦略デザイナーが学内の他部署（特に、研究者の所属部署及び産学連携部門）と連携可能であること
 - ・知財戦略デザイナーが上記「2. 知財戦略デザイナーの活動内容」を実施するにあたり必要な学内の情報にアクセス可能であること、等
- (2) 令和4年度の活動により成果が得られたこと（応募申込書の「4.」に対応）
- ・上記成果は、令和4年度の活動を通じた新たな課題の気付きも含む。
- (3) 知財戦略デザイナー派遣の必要性が明確であること（応募申込書の「5.」対応）
- ・本事業を通じて取り組みたい大学の課題が明確であること
 - ・知財戦略デザイナーと協働する URA 等が、知財戦略デザイナーから得たい知見が明確であること
 - ・令和4年度に知財戦略デザイナーが派遣された大学は、(2)の活動成果を踏まえ、その支援成果がどのように活かされるのか、また追加で支援が必要な理由が明確であること、等
- (4) 本事業成果のマイルストーン（計画値、中長期ビジョン）が明確であること（応募申込書の「6.」対応）
- ・本事業を通じて知財戦略デザイナーが発掘したシーズについて、知財戦略を実行する計画値（発明届数、特許出願数、共同研究契約数、企業へのライセンス数・スタートアップの設立数等の社会実装に係る件数）が策定されていること
 - ・研究成果の社会実装に向けた中長期プラン（例：大学として強化していきたい技術分野を明確にし、その技術分野の知財戦略に基づき、地元企業へのライセンス等を増やしていく等）が年度ごとに具体的に記載されていること。

※なお、令和3年12月10日に公表された「大学の知財活用アクションプラン」²に記載のとおり、地域オープンイノベーション拠点選抜制度（「J-Innovation HUB」）³において選定された拠点（大学）については、知財戦略デザイナー派遣事業における派遣先大学の選定の際、優遇措置を受けられます。

7. 公募説明会について

令和5年度派遣先大学の公募説明会を以下のとおり対面方式及びWeb開催いたします。公募説明会の出席は応募への必須条件ではございません。なお、説明会参加のための交通費等の費用は、参加大学の自己負担となります。

日時	令和5年3月17日（金）10:00～10:30
場所	対面方式及びWeb開催 独立行政法人工業所有権情報・研修館会議室

² <https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/20211210001-2.pdf>

³ https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation.html

	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー8階
申込先	<p>件名に「公募説明会参加（大学）」と記載の上、 下記のE-mailアドレス宛に参加者の「氏名・所属・連絡先（E-mailアドレス）」をお送りください。Web参加希望の者には後日、Web会議（Microsoft Teams）のURLをお送りいたします。</p> <p>独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部イノベーション支援担当 E-mail: ip-sr05@inpit.go.jp ※「ip-sr05」における「0」は、いずれも数字の0です（ローマ字ではありません）。</p>
申込締切	令和5年3月16日（木）17:00

8. 提出書類及び提出期限

提出書類	<p>応募申込書（別添1） ※募集要領、応募申込書等の書類は以下の独立行政法人工業所有権情報・研修館よりダウンロードしてください。 URL：https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html ※ 応募申込書は返却しません。</p>
提出期限	令和5年4月28日（金）17:00 必着
提出先	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページにて必要書類をダウンロードし、以下提出先まで電子メールにて提出してください。 ※原則、紙媒体での提出（郵送、持ち込み等）は受け付けません。</p> <p>○提出先：INPIT 知財戦略部イノベーション支援担当 ○E-mail：ip-sr05@inpit.go.jp ○件名：【大学応募】 大学名（送信年月日） （例）【大学応募】 ○○大学（20230310） ※応募書類受領の連絡が提出の翌週まででない場合は、お手数ですが、「11. お問い合わせ先」までご連絡ください。</p>

9. 選定結果の通知

選定結果は、令和5年6月上旬頃に通知する予定です。

なお、本通知は、令和5年度知財戦略デザイナー派遣事業の受託事業者（事務局）が行います。

※選考結果・選考過程に関するお問い合わせには、お答えいたしかねますので予め御了承ください

10. 留意事項

(1) 応募書類は厳重に管理され、応募書類に記載された大学の内部情報、及びURA等の個人情報については、派遣先大学の選定、及び事務局・INPITからの連絡以外に利用されることはありません。

<個人情報のお取扱いについて>

令和5年度知財戦略デザイナー派遣事業の「大学 応募申込書」を参照

(2) 提出された応募書類は「令和5年度 知財戦略デザイナー派遣事業」の事務局に引き継がれます。

(3) 本事業を通して得られる、大学における早期社会実装に向けた研究成果の発明発掘や知財戦略策定の知見やノウハウ等は、機密情報及び個人情報を除いて事例集としてとりまとめる予定です。該事例集は公表される予定であること、ご了承ください。

1 1. お問い合わせ先

INPIT 知財戦略部イノベーション支援担当 安野、高島、山内

TEL: 03-3581-1101 (受付時間: 平日 10:00~17:00)

E-mail: ip-sr05@inpit.go.jp

※ただし、人事異動等があった場合には、新たな職員が担当する。

以上